

令和4年8月5日

告示

当財団は、一般財団法人日本ボクシングコミッションルール附則3項に基づき以下の解釈基準を定める。

JBC管轄の試合と同一日時の同一会場で行われる 格闘技イベントに関する解釈基準

JBC管轄の試合と同一日時の同一会場で格闘技イベントが行われる場合、当該格闘技イベントは、次に掲げる全ての条件を満たさない限り、当該格闘技イベントをJBC管轄の試合の一部とみなして一般財団法人日本ボクシングコミッションルール第9条1項を適用する。

- (1) JBC管轄の試合及び当該格闘技イベントを1つの興行の一部として公表その他の表示をしておらず、一般人にJBC管轄の試合及び当該格闘技イベントを1つの興行の一部と誤認されるおそれがないこと。
- (2) JBC管轄の試合及び当該格闘技イベントについて、それぞれ別のチケットを発行し、当該格闘技イベントのチケットにJBC管轄の試合に関する表示（JBCが当該格闘技イベントを管轄していないことその他のJBC管轄の試合及び当該格闘技イベントを1つの興行の一部であると誤認させないための打消し表示を除く。）を記載しないこと。
- (3) JBC管轄の試合と当該格闘技のイベントを連続して行わないこと。なお、連続して行われているかどうかは、JBC管轄の試合及び当該格闘技のイベントそれぞれについて、観戦者が入場・退場をしておらず、観戦者が退場・再入場をすることなくこれらを観戦できるようになっていないか、JBC管轄の試合と当該格闘技のイベントの間隔が1時間以上設けられているかなどの事情をJBCが総合的に判断する。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション